

対象児童生徒について

1 就学対象者

児童生徒の保護者から就学の希望があった者について、下記の条件に基づき、松本市教育委員会が就学を承諾した者を就学対象者とします。

- (1) 障害の程度
学校教育法施行令第22条の3に示される知的障害者に該当する児童生徒
- (2) 居住地
松本市内に住所を有する児童生徒
- (3) 定員
原則各学年6名
- (4) 就学年次
令和8年度以降に学齢となる児童から就学対象とします。
- (5) その他
小学校児童及び中学校生徒との日常的な交流、小中学校併置の環境での教育活動について、保護者に理解いただくこととします。
- (6) 定員を超えた就学希望があった場合の調整
県立特別支援学校が松本市南部地域に偏在していることを考慮し、松本市北部地域に住所を有する児童生徒から受け入れます。松本市北部地域とは、下記の小学校区及び地域とします。

小学校区 及び地域	源池小、開智小、旭町小、清水小、岡田小、山辺小、本郷小、四賀小、筑摩小学校区の薄川右岸地域、及び田川小学校区のJ R篠ノ井線東側地域、鎌田小学校区の薄川右岸地域のうちJ R篠ノ井線東側地域
--------------	--

2 通学方法

保護者による送迎に加え、市北部方面を対象としたワンボックス型の乗用車によるスクールバスの運行を検討します。

3 就学に向けたスケジュール

令和8年 1月以降

2月14日

5月～

～11月

特別支援学校就学希望者への情報提供
市立特別支援学校の設置に向けた説明会
寿台支援学校での学校見学・体験の実施
教育支援委員会で就学希望の判断

9年 4月

寿台支援学校分教室開設

分教室1期生（1・2年生）の児童が入学

10年 4月

分教室3学年編成（1～3年生）

11年 4月

市立特別支援学校小学部開校

4学年編成（1～4年生）